

令和6年度留学コーディネーター事業に係る業務委託仕様書

本仕様書は岡山県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度留学コーディネーター事業」における業務を規定するものである。

1 業務の目的

岡山県立高等学校（中等教育学校後期課程を含む。以下「県立高校」という。）における、姉妹校提携の拡大と国際交流の支援及び県立高校の生徒（以下「生徒」という。）の留学の促進を図るため、次の業務を実施する。

- （1）生徒の短期留学及び長期留学の促進
- （2）県立高校と海外高校との姉妹校提携の締結の支援
- （3）姉妹校交流の支援
- （4）県立高校のオンライン国際交流の支援

また、本業務委託は、あらかじめ県が定めた成果指標の達成状況に応じて支払額を変更する成果連動型委託契約により実施する。

2 業務名

令和6年度留学コーディネーター事業

3 事業対象者

県立高校及びその生徒

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

（1）生徒の短期留学及び長期留学の促進

① 留学希望者の掘り起こし・海外留学の周知活動

全県立高校（52校）への個別訪問による、ヒアリングの実施（留学先のニーズ、姉妹校提携先のニーズ把握）及び海外留学に当たっての支援体制等のPRを実施すること。

※ヒアリング内容、PR内容は県と受託者が協議して決定する。

各学校から聞き取った学校の希望や生徒のニーズ等は、県に報告すること。

全県立高校の国際交流等の担当者説明会において、県の留学コーディネーター事業について説明するとともに、参加者からの質問や要望に対応すること。

② 留学促進フェアの運営協力

県民生活部国際課が主催する「留学促進フェア OKAYAMA 2024」（令和6年11月24日（日）開催予定。以下「フェア」という。）の運営協力を行い、高校生等向けに割り当てられるスペースを活用して、県内中学校、高等学校等（私立学校を含む。）に在籍中の生徒、保護者、教員等を対象とした留学経験者による体験発表

や、④の海外進学に関する情報提供などを実施するとともに、相談ブースを設置し、フェアの参加者に対して留学に関する情報等を提供すること。

フェアの運営の詳細、周知及び募集等については、県民生活部国際課及びフェアの運営を委託された業者と連絡・調整を行うこと。

※フェアに係る施設使用料は見積に含めないこと。

③ 留学手続のサポート

個人留学を希望する生徒の渡航手続（書類作成等）の支援や、現地滞在に関する注意事項等の説明を行うこと。

国の「トビタテ！留学 JAPAN 高校生コース」の活用を促進するため、制度の周知や応募支援を行うこと。

④ 海外進学に関する情報提供

海外の大学等への進学を希望する生徒に有益となる情報（奨学金・スカラシップ等）をまとめ、資料提供及び説明を行うこと。

⑤ 留学機運醸成に係る資料作成

生徒の海外留学への意欲を喚起するための資料（②の留学促進フェア等で使用する、留学の魅力を伝えるための画像及び動画等）を作成し、電子データで提出すること。

※内容は県と受託者が協議して決定する。

（２）県立高校と海外高校との姉妹校提携の締結の支援

⑥ 姉妹校提携先の開拓

海外の教育行政機関や学校を訪問し、県立高校との姉妹校提携を希望する海外高校の情報収集等、姉妹校提携先を開拓すること。その際に、県立高校の希望やニーズを踏まえて行うこと。

⑦ 姉妹校提携の締結支援

個別に県立高校を訪問して、姉妹校提携の締結までの具体的なプロセスを説明し、姉妹校提携に向けた各校の取組方法を提案したり支援したりすること。

県立高校の希望やニーズに基づきマッチングを行い、事前の交流、条件等の調整、合意、調印までのプロセスを支援すること。

委託期間中、姉妹校を持っていない県立高校のうち、新規に1校の姉妹校提携を締結すること。また、委託期間終了後も当該学校が継続して提携先と交流ができるよう支援を行うこと。なお、姉妹校提携を締結する海外高校は、いずれの県立学校とも姉妹校提携を締結していない学校とすること。

※調印等に係る県立高校側の渡航費は見積に含めないこと。

翌年及びその後の姉妹校提携校拡大のために、希望する県立高校に対して令和6年度中に同時に調整を進めること。

（３）姉妹校交流の支援

⑧ 姉妹校との交換留学の支援（長期留学の支援）

交換留学生（送出及び受入）の生活サポート（電話やメールによる相談対応）を行うこと。

交換留学生の受入家庭を募集するため、交換留学を行う県立高校において説明会等を実施するとともに、受入家庭に対する助言等を行うこと。

⑨ 姉妹校との相互訪問の支援（短期留学の支援）

両校の生徒の交流の方法やプランを提案したり、実施を支援すること。
交流におけるセレモニー等で必要となる物品の提供をしたり、校外で活動する場合の関係団体等との調整を支援すること。

姉妹校が来訪しホームステイをする場合、受入家庭を募集するため、当該県立高校で説明会等を実施するとともに、受入家庭に対する助言等を行うこと。

(4) 県立高校のオンライン国際交流の支援

⑩ 交流の相手先とのマッチング・交流のサポート

県立高校のオンライン国際交流（インターネットを介した海外の学校や大学等との直接交流）が計画的かつ円滑に行われるよう、相手先の新規開拓やマッチング、日程調整や交流内容等についてのサポートを必要に応じて行うこと。

6 事業のスケジュール

(1) 生徒の短期留学及び長期留学の促進

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 留学希望者の掘り起こし・海外留学の周知活動 | 通年 |
| ② 留学促進フェアの運営協力 | 令和6年11月 |
| ③ 留学手続きのサポート | 通年 |
| ④ 海外進学に関する情報提供 | 通年 |
| ⑤ 留学機運醸成に係る資料作成 | 通年 |

(2) 県立高校と海外高校との姉妹校提携の締結支援、交流促進

- | | |
|--------------|----|
| ⑥ 姉妹校提携先の開拓 | 通年 |
| ⑦ 姉妹校提携の締結支援 | 通年 |

(3) 姉妹校交流の支援

- | | |
|-------------------------|----------|
| ⑧ 姉妹校との交換留学の支援（長期留学の支援） | （実施校と調整） |
| ⑨ 姉妹校との相互訪問の支援（短期留学の支援） | （実施校と調整） |

(4) 県立高校のオンライン国際交流の支援

- | | |
|-------------------------|----|
| ⑩ 交流の相手先とのマッチング・交流のサポート | 通年 |
|-------------------------|----|

7 実施体制

- ・「令和6年度留学コーディネート事業に係る業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、県の要望について理解していること。
- ・実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。
- ・県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

8 実施状況の報告及び実績報告書等の提出

本業務の開始から終了までの間、1か月に一度、県が指定する様式により、県に実施（進捗）状況を報告し、以後の事業の進め方について協議すること。また、受託業務終了後、実績報告書を県に提出すること。

9 成果連動に係る成果指標等

(1) 成果指標及び目標値

本業務の成果を測定するための成果指標及び目標値は次のとおりとする。

成果指標	目標値
姉妹校を持っていない県立高校のうち、新規に姉妹校提携を締結した学校数	1校

(2) 審査及び支払

本業務では、契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）のうち15%分（円単位までで四捨五入する。）を、成果指標の達成状況に応じた支払対象（以下「成果連動分」という。）とする。契約金額から成果連動分を除いた金額は、成果指標の達成状況にかかわらず支払うものとする。なお、業務実施の結果、成果指標の値が目標値を上回る（2校以上となる）こととなった場合でも、当初契約金額の増額変更は行わない。

① 審査

県は受託者から提出された実績報告書に基づき、成果指標の達成度に係る審査を行う。審査の結果、業務実績が成果指標の目標値に達していると県が認めたときは、当初契約金額を本業務に係る委託料として確定し、受託者に通知するものとする。業務実績が成果指標の目標値に達しなかったと県が認めたときは、当初契約金額から成果連動分を除いた金額を本業務に係る委託料として確定し、受託者に通知するものとする。

② 支払

受託者は、通知を受けたときは、当該通知に係る委託料の請求書を県に提出するものとし、県は、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

10 個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果物における個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおり取り扱うものとする。

- (1) 本業務で使用する個人情報については、その必要性を十分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- (2) 本業務で使用する個人情報については、収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。

11 著作権等

- (1) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととする。
- (2) 本業務に関する著作権その他の権利は、県に帰属するものとする（著作者人格権は行使しないものとする。）。また、成果物に関しては全て、デジタルデータを県に無償譲渡すること。なお、県と受託者が協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材のうち、当該著作権を帰属させることが困難なものについてはこの限りではない。

12 その他

- (1) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、県と受託者は相互に連絡を密にすること。
- (2) 仕様書及び契約書に記載がない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者の協議により決定する。